

当事者系レビューなどに関する特許審判部(PTAB)の実務規則の修正を公表

2015年5月20日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

USPTO は 19 日付官報で、当事者系レビュー、付与後レビュー、対象となるビジネス方法特許の暫定的プログラム、および、真の発明者決定手続に関する特許審判部(PTAB)実務規則の修正 (ministerial amendments) が同日付で発効したことを発表した。

この規則修正は、特許権者のクレーム補正申立書¹、および、クレーム補正申立に対する異議申立書²のページ制限を 15 ページから 25 ページに、また、クレーム補正異議申立に対する応答文書³のページ制限を 5 ページから 12 ページに引き上げる。また、クレームは申立書の付録として取り扱われることとなり、申立書のページ数制限に影響を与えなくなる⁴。さらに、全ての文書に対して、書体「Times New Roman」、フォントサイズ 14 ポイントとし、かつ、通常スペース幅 (normal spacing) を使用する⁵ことを含むものである。

同庁は、AIA で新たに定められた審判手続きについて、ユーザーからの意見を取り入れて改善を行うため、2014 年 4 月と 5 月に各地を回り、ユーザーとの直接の対話の機会を持った。また、同年 6 月～から 10 月の間にパブリックコメントを実施しており、今回の修正は、ユーザーからの意見を取り入れて行われたものである。

なお、同庁は、今回の事務的な手続の修正とは別に、PTAB の実務変更を含む関連規則および「Office Patent Trial Practice Guide」の修正を後日発表する予定である。

官報:

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2015-05-19/pdf/2015-12117.pdf>

以上

¹ 37 CFR 42.24(a)

² 37 CFR 42.24(b)(3)

³ 37 CFR 42.24(c)

⁴ 37 CFR 42.121(b)、37 CFR 42.221(b)

⁵ 37 CFR 42.6(a)(2) (ii)